

大学院博士課程の設置に関する専門部会設置要項

平成29年4月27日
京阪奈三教育大学
連携推進協議会決定

(設置)

第1条 京阪奈三教育大学連携推進協議会設置要項第8条の定めるところにより、大学院博士課程の設置に関する専門部会（以下「専門部会」という。）を設置し、京阪奈三教育大学が連携して検討を行う。

(協議事項)

第2条 専門部会は、大学院博士課程の設置に関する課題等について検討する。

(組織)

第3条 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 京都教育大学副学長 1名
 - 二 大阪教育大学副学長 1名
 - 三 奈良教育大学副学長 1名
 - 四 各大学が推薦する教職員 若干名
- 2 前項第四号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(部会長)

第4条 専門部会に部会長を置き、京阪奈三教育大学連携推進協議会議長をもって充てる。

2 部会長は、専門部会を招集し議長となる。

(代理出席)

第5条 専門部会は、第3条第1項第一号から第四号の委員の代理として当該大学の学長が指名した者の出席を認めることができる。

(委員以外の出席)

第6条 専門部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務の処理)

第7条 専門部会に関する事務は、京阪奈三教育大学連携推進協議会議長大学において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、京阪奈三教育大学連携推進協議会が定める。

附 則

この要項は、平成29年4月27日から施行する。